平成２１年（フ）第４８１号
青森市奥野２丁目９番17号　コーポおくの201号
債務者　髙坂　直利
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３８号
東京都江東区東砂８丁目13番８―502号
債務者　木原時夫こと　朴　　時洪
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５０号
東京都町田市真光寺町187番地５メゾンドファミール203
債務者　竹下チヨ子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９５４号
東京都三鷹市大沢１丁目１番50号ＮＰＯ・ＳＳＳ・三鷹クラブ209
債務者　菅原　秋人
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第９６０号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町一丁目アパート10―304
債務者　船橋　政巳
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２９号
広島県福山市沖野上町１丁目４番５号、旧住所広島県福山市新涯町６丁目18番１号
債務者　櫻井　友貴
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２６７号
広島県福山市花園町１丁目２番32―202号花園ハイツ
債務者　榮　　重祥
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１５５号
栃木県栃木市薗部町１丁目５番19号　増山ハイツＤ202号室
債務者　風呂谷　勉
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１５６号
栃木県栃木市薗部町１丁目５番19号　増山ハイツＤ202号室
債務者　宮本眞喜子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月23日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１６６５４号
愛知県田原市大草町中半47番・48番１合筆地
債務者　寺田きく江
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月24日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８６号
愛知県西尾市桜町１丁目41番地　久保アパートＡ号室
債務者　小代　信枝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
島根県益田市多田町200番地２
債務者　小松　由香
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月26日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第１２９号
岡山県津山市田町115　希望ヶ丘ホスピタル、住民票上の住所岡山県津山市川崎1731番地
債務者　工　誠次郎
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１３２号
岡山県津山市西吉田700番地170
債務者　幾永　正明
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午後２時10分
岡山地方裁判所津山支部